施設利用のみなさまへ (学校体育施設開放事業)

倉敷市スポーツ振興課長

## 学校体育施設開放事業の停止について

現在、倉敷市では新型コロナウイルス感染症が急拡大しています。これに伴い、岡山県に対して、国の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が、令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)までの間、倉敷市が措置区域に指定されたことから、以下のとおり、学校体育施設開放事業を停止します。

記

- 1 停止期間
  - 令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)まで
- 2 停止施設全ての学校体育施設(運動場・体育館・格技場)
- 3 その他
  - ・小・中学校の安全確保のため、期間中の新規利用・予約を中止します。
  - ・既に予約済の場合は、中止または延期を検討してください。
  - ・中止または延期が困難であり、感染防止策が徹底されたもののみ利用を認めることと します。
  - ・やむを得ず利用を認める場合についても、施設利用は20時までの時間短縮とします。
  - ・施設予約をキャンセルしていただいた場合,既に納付されている使用料は,通常の請求により還付します。
  - ・今後の状況に応じて,運用を変更する場合があります。